

広島県教育委員会教育長告示第三号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県総合グラウンドの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年三月二十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

指定を受けた者	名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地	指定年月日	管理の期間
	財団法人広島県教育事業団 理事長 山田 穂積	広島市中区基町四番一 号	平成二〇年二月二六日	平成二〇年四月一日～ 平成二三年三月三十一日